

防音工事拡充等のさらなる騒音対策を求める意見書

本年3月30日、厚木基地からの約60機もの空母艦載機の移駐が完了した。

この移駐完了以降、米軍岩国基地における航空機の日常的運用は、確実に増大している。加えて、5月3日から硫黄島で空母艦載機着陸訓練（FCLP）が行われた際には、FCLPの前に行われる集中的な訓練及びFCLP終了後の空母着艦資格取得訓練（CQ）のために空母艦載機が米軍岩国基地からの離着陸を繰り返した。これらの影響により、4月及び5月における市への騒音苦情件数は、わずか2カ月間で1,487件にも達し、過去に例を見ない厳しい状況となっている。さらに、このたびのFCLPにおいては、岩国市のみならず、周辺自治体からの強い要望に反して、米軍岩国基地が予備基地として指定された。

このように市民の騒音増大に対する不安や懸念を払拭することが喫緊の課題となっている中において、住宅防音工事に関しては、岩国市に特化した事業として、今年度から外郭防音工事の補助対象区域が80㎡以上の戸建て・集合住宅にまで拡大されたことは、市議会としても大いに評価するものである。

しかし、防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等にまで拡大することについては、それを望む市民の切実な声が市議会に届いており、また、市においても空母艦載機の移駐に当たっての43項目の安心・安全対策の要望として掲げているものの、いまだ実現に至っていない。

事務所、店舗等は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する「人の居住の用に供する建物」に該当しないことから、現行制度においては防音工事の補助対象とならないことは承知しているところであるが、事務作業、接客、電話応対等々、「人の居住の用に供する建物」と同様の静穏が求められると考える。また、市が推し進めている企業誘致、中心市街地活性化等の施策にも深刻な影響を与えかねず、市議会としても看過できない。

よって、国におかれては、我が国の安全保障体制において岩国市が果たしている役割を十分に賢察されるとともに、空母艦載機の移駐という米軍岩国基地の特殊事情を踏まえられた上で、事務所、店舗等についても防音工事の補助対象とするなど、さらなる騒音対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

岩 国 市 議 会